



門號
五
195

嘉吉記



嘉吉元年辛酉六月廿四日赤松滿祐教祐弑于將軍義教公七
川細川成之山名持豐赤松貞村武田信繁發兵入播磨持豐攻
圍城山數十月芻糧俱竭九月十日滿祐自害彦次郎教祐出
奔

赤松參人後醍醐の令に應じ土岐氏と攻落忠切援びり
之の責められすかされ世の事とお來かと思ふぞお極御節内
沙寧赤丸入るすより弓氏と計りて一也すけ内嘗爲る
貞危と稱りてはるゝ所の名義す貞危死於忠誠ノれ、建永二
年十二月十三日貞危は播磨由美丹波玉置春日郡の庄とて一
山教書と號すかし矣夫婦男流資三萬則祐播磨移居於其牧度の
大藏よよく轍くも夫帝都よりちあひ是より教子の召度の

金嶽萬松一家の子弟はひかりの花賀より孫は玉と名り其の
子も相傳す則祐又才智門は勝れ、海が因幡より歸る自龜
二門の至公也承りて、楊度墨龜と號る以教書焉す。而妙妙
勝宣院の門附自龜は、一子誠謙を詮別其子七人あり。ある。海帝
持貞と云者あり。男色の龜は、うそと云ふ楊度墨龜を玉と號り
海の筋龜と考りて雅亨は、坐をす。而りて、不義の子細考來
人皆同と側めり。されば才の筋臘りれ、不義とやうる人も
かくしよ。而松大居主。海林一族の御辱これにて。法大名
と謂ひ。近江守。又羅科造れ難れ。以下かを國され持貞
勝翁。而く。勝宣院。及期。及期。而く。海林。名義不當也。と
あくまでも。海林思。而く。角。と。生源。と。先。と。と思ふ。
度承水。水。利。授。今。性。異。改。名。已。宿。所。方。せ。う。け。楊度。

玉。而く。再。ま。云。の。せ。ひ。き。姓。と。る。モ。リ。楊。宣。院。及。期。中。
也。有。人。と。曰。那。波。川。也。波。名。清。の。消。活。や。る。と。聲。あ。れ。す。又。利。媛。深
云。の。ネ。と。り。じ。と。孫。友。人。と。云。那。と。曰。古。す。肉。の。例。今。と。
聖。三。長。元。の。正。月。大。日。薨。逝。玉。聖。承。享。元。の。義。教。わ。年。
仰。天。下。の。法。大。名。我。と。上。宿。一。你。龜。の。号。と。勤。む。一。門。の。内。是。よ。る。毫。量。の。人。空。れ。楊。度。
楊。度。墨。龜。と。賢。又。子。よ。ナ。リ。主。度。萬。松。伊。至。也。自。村。男。色。の。房。比
較。ナ。リ。シ。モ。一。て。是。と。立。人。と。曰。古。一。と。脅。り。ハ。足。の。山。不。而。松。家。の。龜
す。而。之。至。也。自。村。ハ。危。質。う。み。孫。り。れ。ハ。始。こ。て。高。松。の。家。替。と。代。へ。す
者。き。げ。人。き。る。一。と。脅。り。内。こ。ニ。重。と。賜。之。人。教。ち。と。ん
國。下。中。凡。事。ち。一。海。林。合。同。子。基。彦。序。教。祐。之。と。尋。ミ。斯

之叶すまゝ先手創制人清付へと創於へとするのりを
源氏と企義教と號へもんと笑ひうるそひ一りしき
え切紙詔よて此より海和春光は國松よ刀と三百腰
セ三百人よとゆゆ宣めあすの鷲子詔シヨ七日あれど源ノリ
体は同ヨの事トテ上二月廿日少々をゆる義教かと見え玉
つすだよりと人かよてあ松亭へ入セシム鑿意心の不
良産と見し所の處で以まゆつま義教一人真ア
詔内一歌と上あくニハ能とつ初とて鷲の羽とほ能
とせ中入附よきてはゞぐと思ひ通るエニシ如く馬の体駕
とまくと放つ庭中ひゆきれいに馬とまくあすべづ門
モモトヨリ西のとテ二百人の者也ハ不相と接庭中の人々
一人ものすまゝとゆく只の事ひあざるよりれハ被合セ

我人もすむ山根ノ絶入ノ事、秋光と葉代との
之道少人とすり斗ふる志松と討乃人と志あるとあくハリ
斯波義廉葉代と越城(辛ナ)令と扶リテ詔名是とせども
志松人よわく、され共に、乃人と互に人を自立去
と集まつてあくとてあ松亭(あんと云人)物もなけ
あ松ハ定て詔名ああらん一合戻して腰と四人と侍され
門かよ人高も半・さうハ構度(ひが)一ノ都と軍隊定め、又ハ構度
もばす者も下く構度(ひが)一ノ都と軍隊定め、又ハ構度
討のひのひと定め、大手ハ御内清波ち國え志松伊豆ち貞寿
吉田と勝吉と源繁(源繁)と山名太麿(豊臣)と源繁(源繁)と貞寿
お捕まへ金吾人(金吾)と勝れてあかと立合ひ野人(野人)其毛猪驛(猪驛)の領下の

殊と奪ひんやうの機会りれ、乍ら、かてに徳アキナリ
すり四半切て入城のじの西福寺の上よりこまひを渴く
陳と見附はれ、奥持、因幡御事海と草一樹も一叶りれ
令旨レバ渡し城山の櫻井陈と五、十、三、廿、五、石巻、日初昇る
石城攻入壁橋引被、城中あつよ見透す其上多那トモリレ、九
月十日大宿主兵衛入内收異自害、城中云々字知れる程乃
者ハ腰を切る基督教と云和子喜天主教神父のちヨリ遂電
久松如トモスルノ、瑠璃京都、上モ軍の松トヤリトム、而
ひり溝波ち、赤松ト加名トテ見眞り、澳慶以降、陳を取
捕列の角、一人、七軍勢と不貞村縛縛オと抹て貴方ハ大野
八是モ山陳と居れ、我、古別の義リレ、次ノ所、リレ、と
再ニヒヤリル、溝波ち、嘗て許す其肩搦みの名滿社を

討伐城と居り、大正軍云、捕磨路、一里も踏入れず勿論、欲
旗とも不見ぬ溝波、りり酒井首、林のよし魚、其無事と慰さん
ては、右の賜物めども少、一山石を乞う予達の大切さ
一捕磨路と、不貞村縛縛、とね、相撲ち酒井もと
お序り、山石一家の、人、高と双づ人、立見、一而松屋
ち、立見の敵と、ひ自然とひ先、不思の櫻井よ、おぞき
ハ、御意もと、翁一の山教書と、下しきり起れ、滿祐と、
天を戴く、りんや溝波ちよ、變て、一合残も、おぞき、その由を
す、ハ、お遠く、死す、それ程の恩入る、一人、二人、軍中を拔
かて、敵陳と却く、もむじる、一、令と全一、名と極る、身を戦
場より、人、誠稱也是、おぞめ、す、月、身、逐股と切て、

て先づ西海社退店より多東中西りし山名は攻。をせ秋水へ瀆
瀆ち支へりうとて時既とて日と月の間の脇病の如き。思慕乃
極めり。但先に不附り恩也せし。今奥討りと世譽て済りり。方
より別ようともひがむかくて。有以計。そと名準接の内才と修
國職の前考る。勤し。義ひれ。五月七日焼饭と勤め。嚴重の式
粧とす。一歲あれも。傍の人に。焼饭の精力と橘足と出
満松よ向く。一矢射たる。やみの。式粧も脇。一と法の
活云。止さり。されば。源通閑居の身。よひて殿。」
酒。一。病。後。これ死。より。

二年壬戌正月 義勝元服。一条持基公加冠。任少將。叙從四位
下。任征夷將軍。畠山持國為管領。依為義勝幼弱。專行天下政務。
此年多武峯大織冠像鳴動破裂。預指示凶事書之。立赤松家

三年癸亥 宗貞盛為對馬島主。與朝鮮有約條。朝鮮人來朝。
義教喪。自義滿時至今聘問不絕。義教贈大相國。赤松三郎
自害。

貞村病死の後赤松の一族一人も。餘は皆人なり。是藏の家とけ代
絶す。す。去の去赤松。橘慶入。す。三郎ハ内侍令。蘇
討死。一滿則。強。而切四石。り。す。也。歎死。め。少。國。な。れ。从
化。す。橘。と。橘慶。守。人。よ。三郎。と。進。め。孫。列。下。而。一。橘
慶。の。國。侍。と。門。起。一。多。通。よ。而。付。て。有。馬。那。と。自。害。す。

文安元年甲子

二年乙丑 義政任征夷將軍。初名

三年丙寅

四年丁卯 紀州宮方蜂起。畠山擊走之。獻首數十級。渡大路。

五年戊辰 細川勝元烏管領

寶德元年己巳 義政元服于時十五歲 細川勝元加冠任少將
叙從四位下 八日月高木義政任參議 關東無主自永享至文安年
中 賤亂無已上杉家臣長尾左衛門入道昌賢有賢才譽人皆兼其旨昌
賢曰關東一日不可無君主如聞持氏四男遊于信乃令人迎之
持達京都同天氣任昌賢詣旨被下綸言元服名成氏幼名永任
少將叙從四位下是稱鎌倉公方關東從是寧謐

二年庚午

三年辛未

亨德元年壬申

二年癸酉

三年甲戌 細川成之立赤松彥次郎祐之彥五郎則尚為後山

右持豊舎之持豊還但馬國

山名全吉在處の基より滿社と附りて一家にて海を播磨
並化ニテ小河川武勇又母と蓋一ノは是よ對揚アギ大名も
ナク管領モレハシムトアリ驕慢の氣無事よかば將軍是
等處一氣ハシムトアリして細川溝波ちゑぬとく赤松彦五郎
祐之と細川と中西とあれ自歎けり恨みし親の敵のあねを
立メリナセヤリとゆす將軍山名上セヨリ由頬上座云ヤ
石あゆうの邊とあらよ山名全吉アリ押茅付黒子ヒロシタマアリ
細川脇えと山名全吉アリ聲ヒツカハ上意ヒツカセシヤウの由と内リ
大罪タガキ全吉アリ付累タガキアリすと二日の夜遅電タガリ一方

先もと移ひう賜元通電の上、之を彼の征伐に止より。豈有賜兵
あひも大軍をも居ゆやせば、彼の家のにて拠集つり角て將
軍の心憤もわざとなく、全吉は退院、やんて廻駕至る。左國
上原すくとす。嫡子、ち教豊と残して、妻の独子す。と
ち後生全吉は廻駕、わざと赤松彦房を殺す。全吉は退院め
られと移ひ播磨へ。而一四人を遣つて取れんとの立候。
十二月廿七日、鎌倉成氏誅。上杉右京亮憲忠、依為父讐歟也。于
時上杉一家引分長尾一族及鉢柄成氏不克而走古河。自是居
居古河。

康正元年乙亥四月、赤松祐之則尚入播磨。五月、山名持豊往
播磨、赤松祐之則尚不及挑戦而敗。祐之則尚自害。
赤松彦房死。赤松彦房別焉播磨。キ入國人と傳ひ。ニモ、うち

一の櫓特ひと廻り圓中を打ほぐ。二の室ひと持豊が室
淫、室政豊一平、室持翁りりと彦房死。赤松由よりて攻め
えんとす。持豊これとすてて、自の櫓磨はく、吉富山、満と義
櫓物山、櫓磨りりと歎き一責せられ。大帝はこれ、寔と打捨
く坂をへむる。三の室ひと子島淫と大慶豊翁りしと彦房表
子島子攻め難事の由をさく歎き、滿よ並あづ坂をへむる
室ひのあせて持豊う威風とそれ責口と門込ま持豊と戰ふんと
う門立たぬ。やうれい我えと門退けと持豊よ向く一戰と
通んとああありり持豊、あ敵のらう、こあれば、も痛キ合
戦あんと思ひてよ葉よお邊へて歎歎とよ滅び落ひい却る
残多くぞ思ひる室山のあひくつねる由と櫓特ひと移ら軍を
たつて我えと退散へて、當中歎一人でりをすい海あのく

力爲主と自害。彦清は伊勢四司の高級親よりされり。於てト
クルも爲付自害。ソウリテ立毛と殺す。玉置も又上意仁と無
其家と死す。と西慶と赤松の族、立毛、丸二子とモリスにて
皆もノ黒トリ山を攻め。而すと云ふなり。既とて勝
たすと云ひ。基上大西教多郎一族。子光治少翁にて法名達彼
輩は取立身政勢よあ相あり。乃軍事始て法名達彼
うふゝ肖りんを不承うの世の肩とみす。人ちくと見之
二年丙子。上杉頼定發兵。夷關東賊徒。

成氏古河。入主。室東の後侍。我より互に私ゆき。障境を
奪取んとす。驟動もし。上列城列の境。居候す。上
杉民部主。顯定主と。遂一連虎と。辛け事多。爲て屬す。顯
定即ち。鷹巣山の角。よびて自管候。

長禄元年丁丑十二月廿四日。左馬頭政知下向。東後改
氏滿

二年戊寅。

三年己卯。赤松舊臣石見某。屏三種神器奉安。置禁中。依之赤

松改則赦免。賜加賀半國。

赤松。因に。石見を。鷹巣と云者。行。三重内府。まことに。
三はの弓と。それ。内府の。もよおけの財。も松家の。ゆ
達。赤松の。鉢。綸。光明鏡の。鉢。并。入。赤松。も。茅持院。奉り
セ。七。の。山。架。状。の。鉢。又。鉢。綸。光明鏡の。鉢。并。入。赤松。も。茅持院。奉り
あり。し。ゆ。と。細。と。や。れ。内府。來。く。ゆ。及。立毛。之。拵。い。ゆ。
う。赤。吉。の。赤。連。立。毛。の。立。毛。一。き。と。立。毛。い。脣。立。毛。立。毛。
夜。色。立。毛。一。て。ゆ。す。赤。瀬。日。本。の。山。寶。沖。鹽。寶。綴。内。侍。不。有。
方。よ。立。毛。一。と。也。是。と。有。立。毛。一。そ。都。一。入。立。毛。立。毛。

内府より御差しと思ひうるゝ内、室町殿室町殿よりこれの
清勅令とて経奏経奏と申す。因じて「秋船の山實入港ある」。故
先子細ある事より総理令と下さるる見兼、左近左近とあら
族より鷹と推定中村を下さ加つれども倉れい同志の者いで事で
捨舟令より清く小舟船あることをうりやうてひ同人あつて石
はりれりうる義教と杖杖。其家臣ともりれいナホの謀を
すゞきと云ふ事あり。すらん晝夜夜のあくに、因渡因渡とも
られりの敵敵に害害、被見被見ども或夜忍入て南帝を輔く
杖杖あり。三種の神皇と取扱取扱てあり。吉原十石の者とも起く
争争を追争追争の類とい。中村を下さげており。郷人よ討討へ反逆反逆
より二二種の神皇を六間萬其外の者を拘束拘束して居た。内府
八箇八箇す内府を守り室町殿室町殿より角角とぞりれ。歸歸経奏

ゆりの獻意斜かず候はセ郎高年紫宸殿紫宸殿へ移移まひせりる
先手高吉と雖と雖に清賀清賀と度度勅許有く寛宥寛宥セラ。政則と氣
長原二年秋光の総理令と教書と漏漏れ出出國國をり。とく
か笑笑を付付て総理令と教書と席席を下下す。山名今吉今吉を立
りまゐる思思れど見見たな鷹鷹村鷹村と呼呼く。或時ニ東
殿殿よ幸若席幸若席のあく。貴絶集貴絶集。そのゆうよ山名而後
遣遣一过切過切の松松よせり。その附附切切と捕捕。松松山名とも
まき松まき松よりくとてさてやみぬを見見たな鷹鷹村鷹村君君よ忠忠とモ
ククれとも帝王帝王よ侵侵す天罰天罰よ。く付付れりうそ思思う。されば
後斯波家騒動後斯波家騒動より天下の私初私初島山兩家争争持持ひ細川
島山島山宿意宿意をもてあ松邊あ松邊よか玉葉玉葉法法。

